

監査論

【科目別講評】

前回試験と比較すると、特に前半部分で文章量が減少する一方で、これまで余り試される機会も多くなかった知識の応用を求める傾向が見られ、受験生としては解きづらさを感じたものと思われる。しかし、後半部分は、比較的正答を導きやすい出題から構成されており、典型論点の記述も相当数含まれている。結果、全体としては前回試験と比較して平均点は高くなると予想され、合格を目指す上では、少なくとも15問正答する必要があると考えられる。

	【配点】	【難易度】	【出題内容】
問題 1	5 点	B	公認会計士監査
問題 2	5 点	B	虚偽表示に該当する状況
問題 3	5 点	C	精神的独立性の欠如が直接的に認められる状況
問題 4	5 点	C	公認会計士法
問題 5	5 点	B	会社法における一時会計監査人
問題 6	5 点	B	監査事務所の品質管理
問題 7	5 点	B	監査業務の品質管理
問題 8	5 点	B	内部統制の不備の報告
問題 9	5 点	A	内部統制監査
問題10	5 点	A	保証業務
問題11	5 点	A	守秘義務
問題12	5 点	A	職業的懐疑心
問題13	5 点	A	監査計画
問題14	5 点	A	不正による重要な虚偽表示リスク
問題15	5 点	A	リスク評価手続
問題16	5 点	A	リスク対応手続
問題17	5 点	A	監査の過程で識別した虚偽表示の評価
問題18	5 点	A	グループ監査
問題19	5 点	A	監査報告書
問題20	5 点	A	監査報告

問題 1

正解

1

難易度

B

【出題内容】

公認会計士監査

【解 説】

ア. 正

イ. 正

ウ. 誤 公認会計士法28条の2 参照

就職の制限に関する規定は、上場会社の監査を担当するかどうかを問わず適用される。

エ. 誤 金融商品取引法 193 条の2 第4 項参照

新規上場企業（資本金 100 億円以上又は負債 1,000 億円以上である会社を除く。）は、上場後 3 年までは提出する内部統制報告書について監査証明を受けないことができ、内部統制監査の実施は必須とされていない。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は1 となる。

問題 2

正解

4

難易度

B

【出題内容】

虚偽表示に該当する状況

【解 説】

ア. 虚偽表示に該当しない。

得意先の経営状態が悪化したのは監査報告書日後であるため、計上していた貸倒引当金の見積りが不合理であったことを意味するものではなく、虚偽表示に該当しない。

イ. 虚偽表示に該当する。

子会社が策定した将来の業績予測が現実的な予測よりも大幅に利益を高く見積もっている以上、当該業績予測を利用して子会社株式を評価することは不適切であり、虚偽表示に該当する。

ウ. 虚偽表示に該当する。

開示すべき重要な注記事項について、必要な開示が漏れていることは虚偽表示に該当する。

エ. 虚偽表示に該当しない。

直接的に開示を求める規定がない場合において、追加的に注記事項としての開示を行うことは認められており、当該開示を行うことは虚偽表示に該当しない。

以上より、虚偽表示に該当する状況を示した記述はイ、ウであり、正解は4 となる。

問題 3

正解

6

難易度

C

【出題内容】

精神的独立性の欠如が直接的に認められる状況

【解 説】

精神的独立性とは、職業的専門家としての判断を危うくする影響を受けることなく、結論を表明できる精神状態を保持することをいう。

この定義に照らせば、まず、ウについては、子会社への往査について、経営者から合理的な理由がないにもかかわらず拒否されたことを受け入れて往査を実施していないことから、職業的専門家としての判断について影響を受けており、精神的独立性の欠如が直接的に認められる。

また、エについては、当年度の利益目標を達成するために一部の費用を次年度に繰り延べることは虚偽表示に当たる以上、被監査会社からの相談を受けてこれを容認することには、精神的独立性の欠如が直接的に認められる。

以上より、精神的独立性の欠如が直接的に認められる状況を示した記述はウ、エであり、正解は6となる。

問題 4

正解

3

難易度

C

【出題内容】

公認会計士法

【解 説】

ア. 正 公認会計士法 4 条 1 号参照

イ. 誤 同法34条の17第 4 号, 34条の19第 1 項参照

監査法人の合併と監査法人の社員の脱退は、ともに総社員の同意が必要となる。

ウ. 誤 同法34条の 5 第 2 号参照

監査法人は、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより、公認会計士試験に合格した者に対する実務補習をすることができるとされるにとどまり、実務補習の実施が義務とされるわけではない。

エ. 正 同法18条, 同法34条の10の 9 参照

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は3となる。

問題 5

正解

4

難易度

B

【出題内容】

会社法における一時会計監査人

【解 説】

ア. 誤 会社法 346 条 4 項, 6 項～8 項参照

一時会計監査人を選任するのは, 株主総会ではなく, 監査役等である。

イ. 正 同法 337 条 2 項, 346 条 5 項参照

ウ. 正 同法 911 条 3 項20号参照

エ. 誤 同法 399 条 1 項参照

取締役は, 一時会計監査人の報酬等を定める場合には, 監査役 (監査役が二人以上ある場合にあっては, その過半数) の同意を得なければならないとされ, 全員の同意を得ることは求められない。

以上より, 正しい記述はイ, ウであり, 正解は4となる。

問題 6

正解

1

難易度

B

【出題内容】

監査事務所の品質管理

【解 説】

ア. 正 監査に関する品質管理基準の設定前文二参照

イ. 正 監査における不正リスク対応基準の設定前文二 4 (4)参照

ウ. 誤 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」34-2JP項参照

金融商品取引法に基づく監査において, 審査を要しないとすることはできない。

エ. 誤 同報告書第 2 号「監査業務に係る審査」F 25-2JP項参照

修正後の監査計画及び監査手続の妥当性について, 監査事務所としての審査が行われるよう, 審査に関する方針及び手続を定めなければならないのは, 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合ではなく, 不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合である。

以上より, 正しい記述はア, イであり, 正解は1となる。

問題 7

正解

2

難易度

B

【出題内容】

監査業務の品質管理

【解 説】

ア. 正 監査基準報告書 220 「監査業務における品質管理」 12項(4), A17項参照

イ. 誤 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」 34項(2)参照

独立性の保持が要求される全ての専門要員から、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書を入手しなければならないのは、監査責任者ではなく、監査事務所であり、監査責任者自ら当該確認書が入手されているかどうかを確認することは求められていない。

ウ. 正 監査基準報告書 220 A91項参照

エ. 誤 品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」 A30-2JP項参照

公認会計士法上の大会社等の監査の審査において検討され評価される事項には、経営者及び監査役等に伝達する事項が含まれることがあり、その検討及び評価が必要ないわけではない。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は 2 となる。

問題 8

正解

6

難易度

B

【出題内容】

内部統制の不備の報告

【解 説】

ア. 誤 監査基準報告書 265 「内部統制の不備に関するコミュニケーション」 9項(1)参照

重要な不備であっても、経営者に直接報告することが適切でない場合には、適切な階層の経営者に報告することは求められていない。

イ. 誤 同報告書 8 項, A14項参照

監査人は、監査の過程で識別した重要な不備を、適時に、書面又は電磁的記録により監査役等に報告しなければならない。この場合、監査人は、当該不備について、まず口頭で経営者に報告する場合があるが、これによって、重要な不備の書面又は電磁的記録により報告する責任が免除されるわけではない。

ウ. 正 同報告書 A26項参照

エ. 正 同報告書 A24項参照

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は 6 となる。

問題 9

正解

2

難易度

A

【出題内容】

内部統制監査

【解 説】

ア. 正

イ. 誤

財務報告に係る全社的な内部統制の評価の妥当性を検討するに当たっては、監査役等が行った業務監査の中身を検討することは求められていない。

ウ. 正 内部統制の基準Ⅲ 2 参照

エ. 誤 同基準Ⅲ 4 (6)③参照

開示すべき重要な不備が期末日までに是正された場合に、内部統制監査報告書において当該是正措置について追記情報として記載することは求められていない。

以上より、正しい記述はア，ウであり，正解は2となる。

問題10

正解

5

難易度

A

【出題内容】

保証業務

【解 説】

ア. 誤 財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書二 2 (2)参照

合理的保証業務を行う場合、保証業務リスクは限定的保証業務の場合よりも「低い」水準に維持することになる。

イ. 正 同意見書八 2 (2)参照

ウ. 誤 同意見書二 4 (1)①参照

合意された手続は保証業務に該当するものではなく、限定的保証業務である財務情報のレビューは、合意された手続によって行われるものではない。

エ. 正 同意見書二 2 (1)参照

以上より、正しい記述はイ，エであり，正解は5となる。

問題11

正解

2

難易度

A

【出題内容】

守秘義務

【解 説】

ア. 正 公認会計士法27条, 52条参照

イ. 誤 同法 2 条, 27条参照

非監査証明業務に従事することによって知り得た秘密も, 守秘義務の対象となる。

ウ. 正 監査基準報告書 900 「監査人の交代」 20項参照

エ. 誤 同法34条の10の16参照

特定社員の守秘義務は, 特定社員でなくなった後であっても解除されない。

以上より, 正しい記述はア, ウであり, 正解は2 となる。

問題12

正解

5

難易度

A

【出題内容】

職業的懐疑心

【解 説】

ア. 誤 監査における不正リスク対応基準の設定前文二 4 (2)参照

監査基準の職業的懐疑心においては, 経営者が誠実であるとも不誠実であるとも想定しないという中立的な観点が採られており, 監査における不正リスク対応基準の設定によっても, この想定は変更されていない。

イ. 正 監査基準報告書 240 「財務諸表監査における不正」 12項, 同報告書 500 「監査証拠」 8 項参照

ウ. 誤 同報告書 200 「財務諸表監査における総括的な目的」 A21項参照

被監査会社の経営者の誠実性を疑う理由がないと判断する場合であっても, 職業的懐疑心を保持する必要性は軽減されない。

エ. 正 同設定前文二 4 (2)参照

以上より, 正しい記述はイ, エであり, 正解は5 となる。

問題13

正解

6

難易度

A

【出題内容】

監査計画

【解 説】

ア. 誤 監査基準報告書 300 「監査計画」 8 項参照

リスク評価手続は、監査の基本的な方針ではなく、詳細な監査計画に含まれる。

イ. 誤 同報告書 320 「監査の計画及び実施における重要性」 8 項(2), 9 項, A 8 項参照

重要性の基準値は、特定の財務諸表項目（取引種類、勘定残高又は注記事項）に対して設定されることもある。

ウ. 正 実施基準一 3, 監査基準の平成17年改訂前文二 5 参照

エ. 正 監査基準の平成14年改訂前文三 8 (1)参照

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6 となる。

問題14

正解

3

難易度

A

【出題内容】

不正による重要な虚偽表示リスク

【解 説】

ア. 正 監査基準報告書 240 「財務諸表監査における不正」 《付録 1 》 1 (1) 4 参照

イ. 誤 同報告書28項参照

財務諸表全体に関連する不正による重要な虚偽表示リスクを識別した場合には、監査計画に、企業が想定しない要素を組み込まなければならず、組み込むことは禁じられていない。

ウ. 誤 同報告書16項(1)参照

監査人は、財務諸表に不正による重要な虚偽表示が行われるリスクに関する経営者の評価について質問しなければならず、質問することは禁じられていない。

エ. 正 同報告書30項参照

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は3 となる。

問題15

正解

5

難易度

A

【出題内容】

リスク評価手続

【解 説】

ア. 誤 監査基準報告書 200 「財務諸表監査における総括的な目的」 12項 (15) 参照

財務諸表に生じた重要な虚偽表示を、監査人が監査手続を実施しても看過してしまうリスクは、監査リスクではなく、発見リスクである。

イ. 正 実施基準二 5，同報告書 315 「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」 11項 (10) ①参照

ウ. 誤 同報告書11項(5)参照

特定のアサーションが、関連するアサーションであるかどうかの判断は、関連する内部統制を考慮する前に行われ、固有リスクの評価のみに基づき判断することになる。

エ. 正 同報告書15項参照

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は5となる。

問題16

正解

1

難易度

A

【出題内容】

リスク対応手続

【解 説】

ア. 正 監査基準報告書 330 「評価したリスクに対応する監査人の手続」 5 項，A 5 項参照

イ. 正 同報告書20項参照

ウ. 誤 同報告書22項参照

監査人は、期中に、当初のリスク評価において予期しなかった虚偽表示を発見した場合には、関連するリスク評価並びに残余期間に対して計画された実証手続の種類、時期及び範囲を変更する必要があるかどうかを評価することが求められるが、「不正による重要な虚偽表示リスクを識別するとともに、当該リスクに応じたリスク対応手続の実施」は求められない。

エ. 誤 同報告書17項参照

監査人は、重要性のある取引種類、勘定残高又は注記事項については、重要な虚偽表示リスクを識別していないとしても、実証手続を立案し実施することが求められている。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は1となる。

問題17

正解

3

難易度

A

【出題内容】

監査の過程で識別した虚偽表示の評価

【解 説】

ア. 正 監査基準報告書 450 「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」 4 項, A 2 項参照

イ. 誤 同報告書 5 項(2)参照

監査の過程で集計した虚偽表示の合計が重要性の基準値に近似している場合には, その範囲内であるとしても, 監査人は, 当初策定した監査計画の修正を検討しなければならない。

ウ. 誤 同報告書10項(2)参照

監査人は, 当年度の未修正の虚偽表示が重要であるかの判断においては, たとえ過年度に重要性がないと判断されていたとしても, 過年度の未修正の虚偽表示が当年度の財務諸表に与える影響を考慮しなければならない。

エ. 正 同報告書11項参照

以上より, 正しい記述はア, エであり, 正解は 3 となる。

問題18

正解

1

難易度

A

【出題内容】

グループ監査

【解 説】

ア. 正 監査基準報告書 600 「グループ監査」 (最終改正: 2022年10月13日) 2 項参照

イ. 正 同報告書18項(1)参照

ウ. 誤 同報告書41項, 42項参照

グループ監査チームは, 構成単位の監査人からの報告事項を評価するとともに, 構成単位の監査人の作業の妥当性を評価する必要がある。

エ. 誤 同報告書20項(3)参照

構成単位の重要性の基準値は, グループ財務諸表全体としての重要性の基準値より低くなければならない。

以上より, 正しい記述はア, イであり, 正解は 1 となる。

問題19

正解

4

難易度

A

【出題内容】

監査報告書

【解 説】

ア. **誤** 監査基準報告書 800 「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」 A16項参照

特別目的の財務諸表に対する監査報告書においても，法令により要求されている場合，又は任意で契約条件により合意した場合には，監査上の主要な検討事項を報告することが要求されることになり，当該事項の記載は禁じられていない。

イ. **正** 同報告書 701 「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」 15項参照

ウ. **正** 報告基準六 4，同報告書 570 「継続企業」 20項参照

エ. **誤** 報告基準三(3)，同報告書 700 「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 31項(2)参照

財務諸表において継続企業の前提に関する開示があるかどうかにかかわらず，監査報告書上の経営者及び監査役等の責任の区分には，経営者には継続企業の前提に関する評価及び開示を行う責任がある旨の記載が必要とされる。

以上より，正しい記述はイ，ウであり，正解は4となる。

【出題内容】

監査報告

【解 説】

ア. 誤 報告基準七 1, 監査基準報告書 701 「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」 8 項, 9 項参照

監査人は, 監査の過程で監査役等と協議した事項の中から決定した「特に注意を払った事項」をそのままに監査上の主要な検討事項として記載するのではなく, その中からさらに, 「特に重要であると判断した事項」を監査上の主要な検討事項として決定して記載することが求められる。

イ. 正 同報告書 700 「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 39 項参照

ウ. 正 報告基準五 4, 同報告書 705 「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」 9 項参照

エ. 誤 報告基準十, 同報告書 800 「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」 13 項参照

特別目的の財務諸表（特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表）に対する監査報告書に記載が求められているのは, 他の目的で利用できる場合がある旨ではなく, 他の目的には適合しないことがある旨である。

以上より, 正しい記述はイ, ウであり, 正解は 4 となる。